

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	2026年 8 月12日	
【会社名】	株式会社ROBOT PAYMENT	
【英訳名】	ROBOT PAYMENT INC.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役 清久 健也	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号	
【電話番号】	03-5469-5787	
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号	
【電話番号】	03-5469-5787	
【事務連絡者氏名】	取締役 久野 聡太	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	278,760,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

第一部【証券情報】**第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数	内容
普通株式	120,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社普通株式に係る募集については、2026年8月12日付の当社取締役会の決議により、その発行（以下「本第三者割当」といいます。）を決定しています。本第三者割当は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
2. 当社と割当予定先の株式会社ラクス（以下「ラクス」又は「割当予定先」といいます。）は、2026年8月12日付で資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結しております。
3. 振替機関の名称及び住所は以下のとおりであります。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】**(1)【募集の方法】**

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	120,000株	278,760,000	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	120,000株	278,760,000	—

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期日	申込証拠金（円）	払込期日
2,323	—	100株	2026年8月28日	—	2026年8月28日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で有価証券届出書の効力発生後に総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ROBOT PAYMENT 本社	東京都渋谷区神宮前六丁目19番20号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
278,760,000	1,500,000	277,260,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、主に、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成諸費用等を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
本業務提携先のラクスを通じた「請求管理ロボ」OEM販売のためのシステム設計・開発投資	277,260,000	2026年8月～2026年12月
合計	277,260,000	—

本第三者割当による自己株式の処分により調達する資金については、ラクスとの本資本業務提携に基づくOEM製品「楽楽債権管理」（仮称）の開発及び提供体制の構築に係る費用に充当する予定であります。

具体的には、当社が有する請求管理領域のプロダクトをラクス向けに提供するためのシステム設計・開発、機能追加及びサービス連携に係る開発費用等に充当する予定であります。

当該OEM製品の開発を通じて、ラクスの顧客基盤及び販売力を活用したサービス展開を推進するとともに、当社の請求管理領域における事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上につなげてまいります。

なお、本自己株式処分における資金使途及び支出予定時期については、OEM製品の提供開始に向けた現時点での大枠の開発方針及びスケジュールに基づき設定しておりますが、具体的な開発項目、優先順位及び投資内容については、今後策定する詳細な開発計画及びその進捗状況等を踏まえて決定する予定であります。

そのため、上記記載の金額及び支出予定時期については、今後の開発計画及び進捗状況等により変更となる可能性があります。

開発投資の主な内訳としては、開発人員に係る人件費、外部開発会社等への外注費、システム開発・連携に係る費用等を予定しております。なお、資金使途又は支出予定時期に重要な変更が生じた場合には、速やかに開示いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社ラクス
	本店の所在地	大阪府大阪市北区鶴野町1番9号
	直近の有価証券報告書等の提出日	事業年度第26期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日） 2026年6月25日近畿財務局長に提出
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係又は取引関係	当社は当該会社が提供するクラウドサービスを利用しております。

（注） 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）現在のものです。

c. 割当予定先の選定理由

当社は、請求管理領域における事業基盤の強化及び中長期的な企業価値の向上を図るため、資本業務提携の相手先について検討を行ってまいりました。その結果、ラクスが当社の事業成長を推進する上で最適な協業パートナーであると判断し、同社を本第三者割当による自己株式の割当予定先として選定いたしました。

ラクスは、法人向けクラウドサービス市場において強固な顧客基盤及び販売力を有する企業であり、クラウドサービス領域における豊富な販売実績及び営業ノウハウを有しております。そのため、当社が今後請求管理領域におけるサービス提供を拡大していく上で、重要な協業パートナーとなり得るものと判断いたしました。

一方、当社は、請求・債権管理領域において、企業間取引に伴う請求業務の効率化及び自動化を支援するプロダクトを提供しており、当該領域における開発・運用ノウハウ、プロダクト開発力及びサービス提供実績を有しております。

当社及びラクスは、請求管理関連領域において一部事業領域が重複するものの、請求管理領域において当社が有するプロダクト開発力及び専門性と、ラクスが有する販売力及び顧客基盤には高い補完関係があると考えております。両社がそれぞれ有する経営資源を相互に活用することで、単独で事業展開する場合と比較して、より効率的かつ広範な顧客へのサービス提供が可能となり、両社の事業成長及び企業価値向上につながるものと判断いたしました。

本資本業務提携においては、当社が有する請求管理領域のプロダクトをラクスへOEM提供し、ラクスの販売網及び顧客基盤を活用して当該サービスの展開を推進することを予定しております。これにより、当社は新たな顧客層へのサービス提供機会を拡大するとともに、ラクスにおいても提供可能なサービスラインアップの拡充及び顧客への付加価値向上を図ることが可能となります。

なお、本資本業務提携においては、現時点で役職員の派遣その他の人的関係の構築を予定しておらず、両社がそれぞれ有する経営資源及び事業基盤を活用したサービス連携を中心として協業を推進していく予定であります。

当社は、このような業務上の連携を継続的かつ実効性のあるものとし、両社で共通の利益を追求する強固な関係を構築するためには、両社間で資本関係を構築することが有効であると判断いたしました。資本関係を通じて本資本業務提携の実効性を高め、当社の収益基盤の強化及び企業価値の向上につながるものと考えております。

以上の理由から、当社はラクスを本資本業務提携の相手先及び本第三者割当による自己株式の割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 120,000株

e. 株券等の保有方針

本資本業務提携契約に基づくラクスによる本普通株式の取得は、ラクスと当社との間で資本関係を構築することにより、両社の協業関係をより強固なものとし、当社が有する請求管理領域のプロダクト及びラクスが有する販売力・顧客基盤を活用したOEM提供等の業務提携を通じて、両社の中長期的な成長及び企業価値の向上を図ることを目的として行われるものであります。

そのため、ラクスは、本資本業務提携の目的に沿って、本普通株式を中長期的に保有する意向であると当社は理解しております。

また、当社は、ラクスから、本普通株式について割当日より2年以内に全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、並びに当社が当該報

告内容を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約書を取得する予定であります。

なお、本資本業務提携契約において、本普通株式を譲渡する場合には、譲渡方法等に応じて、当社への事前通知、並びに譲渡先がクラウドサービス事業を営む企業又は投資事業組合その他のファンドである場合における当社又は当社が指定する第三者との協議に関する定めを設けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、ラクスが公表している有価証券報告書及び決算短信等の財務情報に基づき、ラクスが本普通株式の払込みに必要となる十分な現預金及び財務基盤を有していることを確認しております。

また、当社は、ラクスから、本普通株式の払込みに必要な資金については自己資金により確保している旨の報告を受けており、本第三者割当による自己株式の処分に係る払込みに支障はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるラクスは、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出しているコーポレート・ガバナンスに関する報告書等において、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しております。

これらの確認の結果、割当予定先及びその役員が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当しないこと、並びに特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a. 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の直前営業日（2026年8月10日）の東京証券取引所における当社株式の終値である2,323円としています。発行価格の決定に際し、本取締役会決議日の直前営業日（2026年8月10日）の終値としたのは、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断したためです。

当該発行価格は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（2026年7月10日から2026年8月10日まで）の当社株式の終値の単純平均値である2,338円に対しては0.65%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下同じです。）のディスカウント、同直前3ヶ月間（2026年5月11日から2026年8月10日まで）の当社株式の終値の単純平均値である2,389円に対しては2.76%のディスカウント、同直前6ヶ月間（2026年2月10日から2026年8月10日まで）の当社株式の終値の単純平均値である2,370円に対しては2.00%のディスカウントとなります。

かかる考え方により算出される発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しており、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、本自己株式処分に係る取締役会に際し、当社監査等委員3名（全員が社外取締役）全員より、当該発行価格の算定根拠は、当社の普通株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準にし、かつ上記指針に準拠したものであり、特に有利な処分価額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

b. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は120,000株（議決権個数1,200個）であり、これは、2026年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数3,871,678株に対して3.10%（総議決権数37,450個に対する割合3.20%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当及びこれを通じた本資本業務提携のもとでの協業は、当社の企業価値の向上に資するものであり、最終的に既存株主の利益向上につながるものと考え、本第三者割当による処分数量並びに希薄化の規模については合理的な規模であると判断しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
KKキャピタル株式会社	東京都千代田区九段南1丁目5-6 りそな九段ビル5階K Sフロア	1,710,032	45.66	1,710,032	44.24
清久 健也	東京都港区	209,864	5.60	209,864	5.43
GMCM VENTURE CAPITAL PARTNERS I INC	VISTRA CORPORATE SERVICES CENTRE, WICKHAM S CAY II, ROAD TOWN, TORTOLA, VG1110, BRITISH VIRGIN ISLANDS	151,000	4.03	151,000	3.91
株式会社ラクス	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27-5	—	—	120,000	3.10
木田 裕介	大阪府豊中市	105,800	2.83	105,800	2.74
株式会社Orchestra Investment	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-3	105,610	2.82	105,610	2.73
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	103,200	2.76	103,200	2.67
RE FUND 107-CLIENT AC	MINISTRIES COMPLEX ALMURQAB AREA KUWAIT KW 13001	78,500	2.10	78,500	2.03
須田 忠雄	群馬県桐生市	66,500	1.78	66,500	1.72
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	49,300	1.32	49,300	1.28
計	—	2,579,806	68.88	2,699,806	69.85

（注）1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2026年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、2026年6月30日現在の総議決権数（37,450個）に本自己株式処分に係る議決権数（1,200個）を加算した数（38,650個）で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. 当社は、自己株式122,101株（2026年6月30日現在）を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（2026年3月27日）以降、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第26期）の提出日（2026年3月27日）以後、本有価証券届出書提出日（2026年8月12日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年3月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、2026年3月26日開催の当社第25期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

2026年3月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金28円、配当総額103,430,096円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年3月27日

第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社への移行に必要な変更、その他の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、清久健也、川本圭祐、久野聡太、澤博史の各氏を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、石橋慶太、清水幸明、小坂亜沙美の各氏を選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額を年額400百万円以内（うち社外取締役30百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとすることとあります。

第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬等の額を年額50百万円以内とするものであります。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式及びストック・オプション）導入の件
 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬等として、株式報酬制度を導入し、譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションを付与すること、並びに対象取締役への具体的な支給時期及び配分の決定は取締役会の決議によるものとするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 剰余金の配当の件	26,802	37	—	(注) 1	可決 99.52
第2号議案 定款一部変更の件	26,796	43		(注) 2	可決 99.50
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 清久 健也 川本 圭祐 久野 聡太 澤 博史	26,802 26,802 26,802 26,790	37 37 37 49		(注) 3	可決 99.52 可決 99.52 可決 99.52 可決 99.47
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 石橋 慶太 清水 幸明 小坂 亜沙美	26,801 26,800 26,801	38 39 38		(注) 3	可決 99.51 可決 99.51 可決 99.51
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬等の額決定の件	26,754	85		(注) 1	可決 99.34
第6号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬等の額決定の件	26,753	86		(注) 1	可決 99.34
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式及びストック・オプション）導入の件	24,944	1,895		(注) 1	可決 92.62

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2026年5月21日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの 清久 健也

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

清久 健也

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,898個	10.49%
異動後	2,098個	5.65%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、2026年3月31日現在の総議決権数37,158個に基づき算出しています。なお、同割合は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2026年5月19日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 264,125千円

発行済株式総数 普通株式3,867,774株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第26期)	自 2025年1月1日 至 2025年12月31日	2026年3月27日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第27期)	自 2026年1月1日 至 2026年6月30日	2026年8月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】**第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】**

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三浦 貴司
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 隆二
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2025年1月1日から2025年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

フィナンシャルクラウド事業に係る固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産4,366千円及び無形固定資産279,369千円が計上されている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、フィナンシャルクラウド事業に関して無形固定資産157,412千円が計上されており、総資産の1.8%を占めている。 これらの固定資産は定期的に減価償却されるが、減損の兆候があると認められる場合には、資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。判定の結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額する。 フィナンシャルクラウド事業は、過年度においては営業損益が継続してマイナスとなっていたことから減損の兆候が認められていた。当事業年度においては、営業損益がプラスに転じており、翌事業年度においても営業損益はプラスとなることが見込まれていることから、減損の兆候は認められないと判断している。 翌事業年度の営業損益は、経営者が作成した事業計画を基礎として見積もられるが、当該事業計画には新規顧客獲得による収益の増加、1顧客あたりの単価上昇による収益の増加、解約による収益の減少等が主要な仮定として採用されている。当該仮定は不確実性を伴い、これらの経営者による判断が減損の兆候の有無に重要な影響を及ぼす。 以上から、当監査法人は、フィナンシャルクラウド事業に係る固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。	当監査法人は、フィナンシャルクラウド事業に係る固定資産の減損の兆候に関する判断の妥当性を評価するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 固定資産の減損の兆候に関する判断に関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 (2)減損の兆候に関する判断の妥当性の評価 ・減損の兆候の判断に利用したフィナンシャルクラウド事業の翌事業年度の営業損益の見込みと取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、前事業年度に作成された事業計画について、当事業年度の実績と比較し差異原因を検討した。 ・事業計画に採用されている主要な仮定（新規顧客獲得による収益の増加、1顧客あたりの単価上昇による収益の増加、解約による収益の減少等）について、経営者に質問するとともに、過年度及び直近の実績や入手可能な外部情報との整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ROBOT PAYMENTの2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ROBOT PAYMENTが2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注）１．上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年8月12日

株式会社ROBOT PAYMENT

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

東京事務所

指定社員 公認会計士 三浦 貴司
業務執行社員指定社員 公認会計士 林 隆二
業務執行社員**監査人の結論**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ROBOT PAYMENTの2026年1月1日から2026年12月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（2026年1月1日から2026年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ROBOT PAYMENTの2026年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは期中レビューの対象には含まれていません。